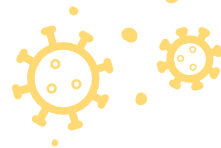


労働者災害補償保険のベネフィットと新型コロナウイルス



労働者災害補償保険の補償は労働に関連した負傷または就労中における新型コロナウイルス感染などの疾病から回復するために必要な治療の医療費用を補償するために定められています。労働者災害補償保険は就業不能中に失われた賃金を部分的に補償し、復職を支援するためのものです。米国在留資格の有無にかかわらず、労働者が利用可能なベネフィットです。



就労中に新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合、直ちに雇用主に報告し、労働者災害補償保険のベネフィットの請求を行ってください。



緊急の場合は、緊急通報用電話番号の911番に通報するか、直ちに救急外来に向かってください。医療スタッフに就労中に新型コロナウイルスに感染したことを伝えてください。身の安全が確保できるのであれば、雇用主に詳しい指示を仰いでください。

申請方法



- 雇用主に労働者災害補償保険の請求を行いたい旨を伝えるか、労働者災害補償保険の管理課ウェブサイトにおいて申請を行ってください。[アイコン用にWorkers' Compensation (労働者災害補償保険)も要翻訳]



- 雇用主は申請書にある雇用側の記入事項を記入し、保険会社に提出します。



- 念のため雇用主から提出書類のコピーをもらってください。
- 申請手続きの1日以内に、雇用主は適切な治療を承認する必要があります。雇用主が承認可否の判断を行っている間、上限額1万ドルの治療費を受領することができる場合もあります。

次に行うことは？



14日以内に申請状況を知らせる文書が届かない場合、保険会社に連絡して状況の確認をしてください。



90日以内に雇用主が請求拒否を行わなければ、労災申請が認められたこととなります。

不明な点がありますか？

不明な点は労働者災害補償保険の管理課に問い合わせるか、フリーダイヤル1-800-736-7401におかけになって録音された音声情報をお聞きください。

詳細情報は：
dir.ca.gov/dwc/injuredworker.htm
をご参照ください

